(エ)　北緯三二度三六分一三秒
　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三二度三六分一三秒
　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三二度四八分一三秒
　東経一三二度三七分五一秒
実施艦　自衛艦五隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十日

防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年七月二十二日及び同月二十三日（予備、同月二十四日）の毎日〇六〇〇から一八〇〇まで

区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三一度四八分一三秒
　東経一三三度二九分五一秒
(イ)　北緯三一度四二分一三秒
　東経一三三度二九分五一秒
(ウ)　北緯三一度二八分一三秒
　東経一三二度五九分五一秒
(エ)　北緯三一度三六分一三秒
　東経一三二度五九分五一秒
(オ)　北緯三一度三六分一三秒
　東経一三二度三七分五一秒
(カ)　北緯三一度四八分一三秒
　東経一三二度三七分五一秒
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十日

防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年七月二十五日（予備、同月二十六日）の〇六〇〇から一八〇〇までの四地点を順次結んだ線及び(ア)から(エ)までの四地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯三四度三五分一二秒
　東経一四〇度一六分四八秒
(イ)　北緯三四度〇八分一二秒
　東経一四一度〇一分四八秒
(ウ)　北緯三三度四四分一二秒
　東経一四〇度二二分四八秒
(エ)　北緯三四度三一分一二秒
　東経一四〇度〇七分四八秒
実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百二十九号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十一年七月十日

防衛大臣　浜田　靖一

日時　平成二十一年八月一日から同年九月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで

区域　硫黄島東方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア)　北緯二八度一五分一五秒
　東経一四六度二九分四七秒
(イ)　北緯二五度二五分一六秒
　東経一四七度三七分四七秒
(ウ)　北緯二五度〇〇分一六秒
　東経一四五度三五分四八秒
(エ)　北緯二七度五五分一五秒
　東経一四四度五七分四八秒
実施艦　自衛艦八隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○関東地方整備局告示第二百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年七月十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

関東地方整備局長　菊川　滋

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所
四号　さくら市箱森新田字十三人二五九番一一から矢板市乙畑字前割一五九二番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年七月十一日

○中部地方整備局告示第八十六号

平成十五年三月二十日付けで指定された安倍川水系安倍川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を変更したので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第百十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局静岡河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第八十七号

安倍川水系藁科川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第百十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局静岡河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第八十八号

狩野川水系黄瀬川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第百十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局静岡河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第八十九号

狩野川水系大場川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第百十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局静岡河川事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第九十号

狩野川水系来光川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第百十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第九十一号

狩野川水系柿沢川に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第百十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

中部地方整備局長　佐藤　直良

○中部地方整備局告示第九十二号

狩野川水系狩野川放水路に係る浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十四条第一項及び水防法施行規則（平成十二年建設省令第百十四号）第二条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局沼津河川国道事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成二十一年七月十日

中部地方整備局長　佐藤　直良